

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町学校体育施設の開放に関する条例 第8条		
例規番号	昭和61年条例第5号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日